

平成31年度「事業主向け雇用支援事業」業務委託業者 選定企画コンペ実施要領

本公募は次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものです。県議会において当初予算案が否決された場合は契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1. 事業名

事業主向け雇用支援事業

2. 事業の概要および目的

国や県、市町村等が行っている雇用施策を含め、雇用支援に関する情報を一元化し、社会保険労務士などの専門家により、事業主向けの雇用相談及び情報発信を行う。相談者の状況に最も適した制度等の紹介及び活用の助言、ならびに関係機関等の案内を行うことにより、新規雇用の促進、正規雇用化促進、従業員の育成定着支援等を図り、本県の雇用の量の拡大及び質の向上につなげることを目的とする。

3. 契約期間

契約締結の日～平成32年3月31日

4. 委託料上限額

25,302千円(消費税および地方消費税含む)

※ 企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

5. 委託業務内容

平成31年度「事業主向け雇用支援事業」に係る業務委託企画提案仕様書のとおり

6. 参加資格

次の要件を全て満たす法人または複数の法人からなるコンソーシアムとする。

- (1) 地方公共団体等から雇用に関する相談業務若しくはそれに類似する業務の委託を過去3年以内に受けたことがある者であること。コンソーシアムの場合は、構成員全体でこの要件を満たしてもよいものとする。
- (2) 沖縄県内に事業所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。コンソーシアムの場合は構成員のうち1社以上がこの要件を満たすこと。
- (3) コンソーシアムの場合は、コンソーシアムの中に管理法人を1社置くものとする。管理法人は、本事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、コンソーシアムを構成する法人を代表する。

管理法人は以下の要件を満たすことが必須である。

- ① 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- ② 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
- ③ 沖縄県内に事業所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定を準用し、本公募に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

(注):地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(5) 企画コンペ実施説明会に参加した者であること。コンソーシアムの場合は、構成員の1社以上がこの要件を満たすこと。

(6) 本業務を履行することができる体制が整備されていること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

(8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団体又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

(9) 以下の要件のいずれにも該当する者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

また、これらに該当しない事について、誓約書を提出しなければならない。

なお、以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(10) 県税、消費税及び地方税の滞納がないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

(11) 労働関連法令を遵守していること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

(12) コンソーシアムの構成員として企画コンペ参加申込みを行う場合は、以下の要件も満たすこと。

ア コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

イ コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと。

7. 業務委託仕様、企画提案書、提案要件について

平成31年度「事業主向け雇用支援事業」に係る業務委託企画提案仕様書のとおり

8. スケジュール

(1) 企画コンペ実施説明会参加申込

- ①期間: 公告の日から平成31年2月20日(水)17時(厳守)まで
- ②申込方法: 沖縄県電子申請システムにて申し込むこと。申請を受け付けた旨のメールがシステムから自動返信されるので、確認し、プリントアウトして保存しておくこと。
- ③記入内容: 企業名、説明会参加者氏名、連絡担当者氏名等を明記すること。また、今後は原則として、連絡担当者あてのメールを情報提供等の手段とする。

(2) 企画コンペ実施説明会

- ①日時: 平成31年2月22日(金)15時30分～16時30分
- ②場所: 沖縄県庁14階 商工労働部会議室(那覇市泉崎1丁目2番2号)

(3) 質問事項受付

- ①期間: 説明会の日から平成31年2月25日(月)17時まで
- ②質問方法: 質問は沖縄県電子申請システムにて行うこと。
- ③回答方法: 質問のあった事項については、その都度、説明会に参加した企業の連絡担当者に対しメールにて回答する。なお、第1回目の回答に際しては、登録メールアドレスの確認のため、受信した旨を返信ください。
- ④最終回答日: 平成31年2月27日(水)を予定

(4) 企画コンペ参加申込

- ①申込期限: 平成31年2月28日(木)17時(厳守)
- ②申込方法: 企画コンペ実施説明会後、下記必要書類を提出すること。なお、企画コンペへの参加可否については、平成31年3月1日(金)までに参加不可の場合のみ通知するものとする。

ア. 【様式1】企画コンペ参加申請書 1部

イ. 【様式2】会社概要 1部

ウ. 【様式3】業務実績(6参加資格(1)が確認できるもの) 1部

エ. コンソーシアム協定書(コンソーシアムの場合に限る) 1部

オ. 貸借対照表(直近3期分) 9部

カ. 損益計算書(直近3期分) 9部

キ. 誓約書(上記6 参加資格(4)、(8)～(11))

ク. 県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類

1) 都道府県が発行する都道府県税に未納がないことの証明書
(発行後、3ヶ月以内のもの)

2) 税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書
(発行後、3ヶ月以内のもの)

※コンソーシアムの場合は、上記イ・ウ・オ・カ・キは構成員ごとに提出すること。

※上記エについて、コンソーシアム協定書の内容は、雇用政策課ホームページに掲載されているコンソーシアム協定書ひな形を使用すること。

※上記キの誓約書は、雇用政策課ホームページに掲載されている様式を使用すること。

(5) 企画提案書等の提出

①提出期限:平成31年3月6日(水)17時(厳守)

②提出書類:企画提案書の内容・体裁については、別紙企画提案仕様書を参照のこと。

ア.【様式4】企画提案応募申請書 1部

イ. 企画提案書 9部

ウ. 実施体制図 9部

エ.【様式5】経費見積書 9部

オ.【様式6】提案内容説明資料 上記①の提出期限までに沖縄県電子申請システムにて提出すること。

③提出場所:沖縄県商工労働部雇用政策課(沖縄県庁8階)

④提出方法:

イ. 企画提案書、ウ. 実施体制図、エ. 経費見積書はセットとしてフラットファイルに編綴し、持参もしくは郵送にて提出すること。期限厳守とし、郵送の場合は書留郵便とし、期限まで必着にて確実に届くようにすること。(期限厳守)

(6) 第一次審査(書類審査):平成31年3月11日(月)予定

雇用政策課において、【様式6】「提案内容説明資料」を中心に一次審査を行い、上位3者程度を選定する。選定された業者に対しては、第二次審査(プレゼンテーション)の日時及び場所を通知(平成31年3月13日(水))し、選定されなかった業者に対しては、結果のみを通知する。

(7) 第二次審査(プレゼンテーション):

選定委員会において提案書の内容や経費等を審査し最も優れた提案者を決定する。

①日時:平成31年3月25日(月)

②場所:沖縄県庁4階第2会議室

※時間については、第一次審査を通過した業者に対して、案内する。

(8) 第二次審査結果通知(委託予定業者通知)

①通知予定日:平成31年3月26日(火)(第二次審査の翌日予定)

②通知方法:第二次審査に参加した者(コンソーシアムの場合は代表法人)に電話にて結果を通知するものとする。

9. 委託企業の選定方法

第一次審査(書類審査)は、【様式6】「提案内容説明資料」を中心に、雇用政策課にて行い、上位3者程度を選定する。

第二次審査は、委託業者選定要領に基づき、第一次審査(書類審査)選定業者の提案書の内容や経費等を審査会において審査し、最も優れた提案者を決定する。なお、採否についての異議申し立て等は受け付けない。

10. その他

(1) 企画提案書等の作成に要する経費、企画コンペに参加する経費等については、参加者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等については返却しない。

- (3) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。
- (5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項(※)の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (6)以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ①提出期限が過ぎて、提出書類が提出された場合
 - ②提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ③本要領に違反すると認められる場合
 - ④審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - ⑤その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (7) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県商工労働部雇用政策課と受託者とで別途協議して決めることとする。

(※)契約保証金について(沖縄県財務規則 抜粋)

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法施行令第167条の5及び地方自治法施行令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

11. 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階

沖縄県商工労働部雇用政策課 雇用対策班 担当:南風原

電話:098-866-2324 FAX:098-866-2349

E-mail:haebarak@pref.okinawa.lg.jp

※メールでの問い合わせに当たっては、件名に事業名「事業主向け雇用支援事業」を明記ください。